

インドネシア 貿易管理制度「輸出品目規制」詳細

1. 輸出禁止品目 : 1
2. 輸出制限品目 : 3
3. その他 : 9

1. 輸出禁止品目 :

2023年7月10日付商業大臣規定2023年第22号にて以下の輸出禁止品目が挙げられている。対象品目は、

- a. 林業分野 : ロタン類 (HSコード1401番台)、木材 (同4403~04、4407、4409番台)、枕木 (同4406番台)、木製建材 (同4418番台)、木製品 (同4420~21番台)、木製プレハブ建材 (同ex 9406. 10. 90)、彫刻製品等 (同9702番台) の8桁のHSコードで146品目
- b. 農業分野 : 天然ゴム類 (HSコード4401番台)、イモ類 (同ex 0601、0602、0603、0604、0714、1209、1404番台)、コメ (同ex 1006. 30. 99) の8桁のHSコードで29品目
- c. 政府補助付き肥料 : 3102. 10. 00とex 3105. 10. 90の2品目
- d. 鉱業分野 :
HSコード2502、2505~08、2511~17、2521~22、2529~30、2601~17、2620、2804~05、2811~12、2817~20、2822~25、2827、2829~30、2832~36、2841~42、2846、2915、3206、3810~02、3824、6802、6806、7001、7103、7106、7108、7110、7201~03、7401~03、7501~02、7504、7801、7901、8001、8003、8101、8105、8107~12、8311番台の、8桁のHSコードで187品目とスズ同15品目
ラテライト鉄精鉱 (ex 2601. 11. 10、ex 2601. 11. 90、ex 2601. 12. 10、ex 2601. 12. 90、鉄含有率50%以上、(Al₂O₃+SiO₂)含有率10%以上)、銅精鉱 (ex 2603. 00. 00、銅含有率15%以上)、鉛精鉱 (ex 2607. 00. 00、鉛含有率56%以上)、亜鉛精鉱 (ex 2608. 00. 00、亜鉛含有率51%以上)、アノードスライム (ex 2620. 29. 00、ex 7112. 99. 90) は、2024年6月1日より輸出禁止。
- e. 文化財 : HSコード9705~06番台の8桁のHSコードで8品目
- f. 金属スクラップ : HSコード7204. 10. 00、7204. 29. 00、7204. 30. 00、7204. 41. 00、7204. 49. 00、8002. 00. 00の6品目

詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/peraturan>) 参照。

また、輸出禁止品目についての従来の法令である1998年12月4日付工業商業大臣決定1998年第558号 (No. 558/MPP/KEP/12/1998、2007年1月22日付商業大臣規定2007年第1号 (No. 01/M-DAG/PER/1/2007) で直近変更) もまだ有効。同令では以下の品目の輸出が禁止されている。

- ・特定の観賞魚とエビ
- ・ロタンと木材
- ・砂や粘土、スズ、宝石などの鉱業製品
- ・SIR（インドネシア標準ゴム）規格外などのゴム
- ・生皮
- ・スクラップなどの産業廃棄物
- ・文化財

これらのうち、以下の大臣令により別途、詳細が定められた品目がある。

●2004年9月24日付林業・商工大臣合同決定 No. SK. 350/Menhut-VI/2004 & No. 598/MPP/Kep/9/2004 :

- ・鉄道・路面電車の枕木
- ・厚さ6ミリ超のスライス木材

●2007年1月22日付商業大臣規定2007年第2号（No. 02/M-DAG/PER/1/2007）:

- ・HS 2505. 10. 00. 00、2505. 90. 00. 00 に該当する砂
- ・HS 2512. 00. 00. 00の土
- ・HS 2530. 90. 90. 00の表土（top soil）

●2011年11月30日付商業大臣決定2011年第35号（No. 35/M-DAG/KEP/11/2011）:

- ・HS コード 1401. 20 に該当するロタン原木
- ・簡易処理済ロタン
- ・洗浄・硫酸処理されたロタン（ロタン W/S）
- ・半製ロタン

●2018年2月2日付商業大臣規定2018年第32号:

- ・HS コード 2609. 00. 00、2620. 99. 10、ex. 2620. 99. 90 のスズとそのスラッグ・かす・残余物

精錬・加工技術の研究開発に必要なサンプル用として以外の輸出は禁止。

●2018年1月10日付商業大臣規定2018年第4号

- ・6品目の金属スクラップ

HS コード 7204. 10. 00、7204. 29. 00、7204. 30. 00、7204. 41. 00、7204. 49. 00 で、いずれもバタム島以外から出たもの、および HS 8002. 00. 00。

●2019年12月30日付商業大臣規定2019年第96号

- ・未精錬・未加工のローマテリアルや鉱石（Ore） 28 品目
- ・エネルギー鉱物資源大臣が定める加工最低基準を満たさない鉱業製品 11 品目

- ・同精錬・加工基準を満たさない金属・非金属鉱物 127 品目
- ・同精錬・加工基準を満たさない石類 9 品目

いずれも詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）参照。

このほか、商業省以外の省庁が輸出を禁止する品目もある。

●2020 年 5 月 4 日付海洋水産大臣規則 2020 年第 12 号（No. 12/PERMEN-KP/2020）

- ・HS コード 0306. 31. 20 に該当するロブスター：
卵を宿しているもの、種類によって体長が 6cm または重さが 150 グラムまでのものと体長が 8cm または重さが 200 グラムまでのもの
- ・HS コード 0306. 33. 00 のノコギリガザミ：
 - － 12 月から 2 月まで：体の幅が 12cm あるいは重さが 150 グラムまでのもの
 - － 2 月から 12 月まで：卵を宿しているもの、体の幅が 12cm あるいは重さが 150 グラムまでのもの
- ・HS コード 0306. 39. 10 のタイワンガザミ：
卵を宿しているもの、体長が 10cm または重さが 60 グラムまでのもの
捕獲方法の規制もある。詳細は海洋水産省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Kelautan dan Perikanan Info Hukum、<http://jdih.kkp.go.id/>）で確認できる。

●2020 年 7 月 20 日付海洋水産大臣規定 2020 年第 19 号（No. 19/PERMEN-KP/2020）

- ・危険、有毒、寄生の性質から市民、養殖、水産物資源とその環境、人の健康を脅かす可能性のある魚、計 75 種
詳細は海洋水産省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Kelautan dan Perikanan Info Hukum、<http://jdih.kkp.go.id/>）で確認できる。

2. 輸出制限品目：

2023年7月10日付商業大臣規定2023年第23号にて輸出が管理される品目がまとめられている。輸出に際し課せられる条件と必要な許認可（登録輸出業者（ET）の認定、輸出承認（PE）の取得、船積み前検査のサーベイヤーレート（LS）の要否）の一覧が示されている。また、輸出規制が例外となる場合についても、その目的や条件、パラメーター、免除期間が一覧になっている。詳細は、商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）参照。輸入予定品のHSコードから検索するとよい。

対象品目は8桁のHSコードで延べ1,109品目あり、以下の分野にわたる。

a. 燕巢

HSコードex 0410.90.10に該当する燕巢の輸出は、燕巢の原材料や生産能力、生産設備、労働者総数などを表明して登録輸出業者として登録した者が輸出できる。登録輸出業者の登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効。衛生証明（KH-12）の添付も義務付けられている。

b. コメ

対象は、HSコード1006番台の、8桁のHSコードで9品目。民間の場合は、HSコード1006.30.30、ex 1006.30.40、ex 1006.30.50、ex 1006.30.60、ex 1006.30.70、1006.30.91、ex 1006.30.99のコメを、公共の目的のコメ輸出承認を得た後に輸出できる。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータに基づき発行される。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は最長1年。

c. 家畜と家畜製品

HSコード0101～06ならびに0511番台の、8桁のHSコードで18品目の家畜と家畜製品の輸出は、輸出承認を得た後に可能。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は農業省からの推薦状が求められることがある。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は最長1年。

d. 野生の動植物と魚

106種の野生動植物の輸出は、輸出承認を得た後に可能。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行され、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータで発行されるが、いずれの場合も環境林業省からの動植物国外輸送書が求められる。

一方、45種の野生の魚の輸出は、輸出承認を得た後に可能。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行され、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータで発行されるが、いずれの場合も環境林業省からの魚国外輸送書が求められる。

e. 林業製品

HSコード4407、4409、4418、9406番台の、8桁のHSコードで80品目の林業製品の輸出には、船積み前検査が課されている。

HSコード4401、4404、4407～19、4421、4701～05、4802～14、4816～18、4821～23、9401～03、9406番台の、8桁のHSコードで384品目の林業製品の輸出には、V-Legalの添付が義務付けられている。

f. 未加工ダイヤモンド

HSコード7102.10.00、7102.21.00、7102.31.00に該当する未加工ダイヤモンドは、登録輸出業者として登録した者が輸出承認を得た後に輸出できる。登録輸出業者としての登録には、エネルギー鉱物資源省からの推薦状が必要。有効期間は3年。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合ははすでにあるデータに基づき発行される。輸出承認にはダイヤモンド鉱山、輸出数量とサイズ、船積み港や目的国、輸出先の輸入業者の名称や住所などが記載され、有効期間は最長1年。また、輸出には、キンバリープロセス証明書を添付したサーベイヤーレポートの取得も必要である。

g. スズ製品

HSコードex 8001.10.00の純スズ棒の輸出は、純スズ棒登録輸出業者として登録した者が、輸出承認を得た後に輸出できる。純スズ棒登録輸出業者としての登録には、エネルギー鉱物資源省が運営するアプリケーションMinerba One Data Indonesia (MODI)への登録と、そこでの認証が必要。登録輸出業者としての登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効である。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合ははすでにあるデータに基づき発行される。輸出承認には目的国などが記載され、有効期間は最長1年。また、輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要。

HSコード3010、8003、8007、8311番台の13品目のスズ製品の輸出は、工業スズ登録輸出業者として登録した者が、輸出承認を得た後に輸出できる。工業スズ登録輸出業者としての登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合ははすでにあるデータに基づき発行される。輸出承認には目的国や目的港などが記載され、有効期間は最長1年。輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要。

h. 金属スクラップ

HSコード7204と7404番台、7503.00.00、7602.00.00、7902.00.00の、8桁のHSコードで12品目の金属スクラップの輸出は、輸出承認を得た後に輸出できる。ただし、7204.10.00、7204.29.00、7204.30.00、7204.41.00、7204.49.00に該当する金属スクラップで、バタム島から出たものは、バタムの自由貿易地区／自由港または経済特区からしか輸出できない。

輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータに基づき発行される。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は、商品出資が決定されている場合は最長1年、商品収支が未決定の場合は最長6ヵ月。

i. 調査研究用・精錬加工技術開発用の鉱業製品サンプル

HSコード2609.00.00、2620.99.10、ex 2620.99.90、8001.20.00に該当する調査研究用・精錬加工技術開発用の鉱業製品サンプルの輸出は、輸出承認を得た後に輸出できる。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はエネルギー・鉱物資源省からの推薦状が求められることもある。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は最長1年。

j. 非医薬用前駆体

HSコード2806～07番台、2841.61.00、2902.30.00、2909.11.00、2914～16番台、2922.43.00、2924.23.00、2932～33と2939番台の、8桁のHSコードで24品目の非医薬用前駆体の輸出は、登録輸出業者として登録した者が、輸出承認を得た後に輸出できる。登録輸出業者としての登録には工業省の推薦状が必要で、有効期間は3年間。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は国家麻薬庁長官と国家警察犯罪管理庁の両長官からの推薦状が必要になることがある。輸出承認には目的国や目的港などが記載され、有効期間は最長1年。また、輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要。

k. 政府補助なしの尿素肥料

HSコード3102.10.00とex 3105.10.90に該当する政府補助なしの尿素肥料の輸出は、国营肥料会社プブック・インドネシアの子会社のみ可能。

l. 石油ガス

HSコード2709～11番台の28品目の石油ガスおよび同ex 2909.19.00のジメチルエーテルの輸出は、登録輸出業者として登録した者が、輸出承認を得た後に輸出できる。登録輸出業者としての登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はエネルギー・鉱物資源省からの推薦状が必要になることがある。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は最長1年。また、輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要。

m. その他の燃料

HSコード2207番台のエチルアルコール3品目と、同3826番台のバイオディーゼル7品目の

輸出は、登録輸出業者として登録した者が、輸出承認を得た後に輸出できる。登録輸出業者としての登録は、当該の輸出業者が輸出事業を行う限り有効。一方、輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は輸出先の用途によりエネルギー・鉱物資源省または工業省からの推薦状が必要になることがある。輸出承認には船積み港や目的国などが記載され、有効期間は最長1年。また、輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要。

n. 精錬加工した鉱業製品

140品目の鉱業製品の輸出は、鉱業許可または関連する工業許可を有する事業者に限られ、船積み前検査が義務付けられている。

ex 2505.10.00とex 2506.10.00に該当する4品目、およびex 2614.00.10、ex 2614.00.90の精鉱については、船積み前検査のほか、輸出承認の取得も必要。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はすでにあるデータに基づき発行される。有効期間は1年間。

ラテライト鉄精鉱 (ex 2601.11.10、ex 2601.11.90、ex 2601.12.10、ex 2601.12.90、鉄含有率50%以上、(Al₂O₃+SiO₂)含有率10%以上)、銅精鉱 (ex 2603.00.00、銅含有率15%以上)、鉛精鉱 (ex 2607.00.00、鉛含有率56%以上)、亜鉛精鉱 (ex 2608.00.00、亜鉛含有率51%以上)、アノードスライム (ex 2620.29.00、ex 7112.99.90) の輸出は2024年5月31日まで可能で、船積み前検査のほか、輸出承認の取得も必要。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はエネルギー・鉱物資源省からの推薦状が求められることもある。有効期間は1年間。

o. 研究開発用・再輸出用・工業製品輸出用の鉱業製品

対象は189品目。輸出承認の取得と船積み前検査のサーベイヤーレポートを要する。輸出承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は関係省庁による検討が求められることもある。

p. 石炭と石炭製品

HSコード2701～03番台の7品目の石炭の輸出は、鉱業許可を有する事業者が登録出業者として登録して輸出する。登録出業者として登録は3年間有効。輸出には船積み前検査のサーベイヤーレポートも必要である。

HSコード2701や2704番台、2707～08番台の16品目の石炭製品の輸出は、輸出承認を取得した後に輸出可能。輸出承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省からの推薦状が求められることがある。有効期間は最長1年。

パーム製品の輸出については別途、2022年9月29日付商業大臣規定2022年第50号にて、輸出

承認の取得が定められている。対象は、パーム原油（CPO）、RBDパーム油、RBDパームオレイン、使用済み食用油、8桁のHSコードでは1511.10.00、1511.90.20、1511.90.36、1511.90.37、1511.90.39、Ex. 1518.00.14、Ex. 1518.00.19、Ex. 1518.00.32、Ex. 1518.00.38、Ex. 1518.00.60、Ex. 1518.00.90、Ex. 2306.90.90の計12品目。輸出の都度、国内供給義務の履行や流通促進プログラムへの参加といった輸出権に基づき輸出承認を、通関のポータルサイト、インドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ・システム（SINSW）を通じて申請し、商業省のポータルサイトINATRADEを通じて取得する。輸出承認は6種。有効期間は6カ月間で、輸出品目や数量、輸出港、目的国などが記載される。輸出承認を取得した事業者には、毎月の輸出実績報告が義務付けられる（翌月15日まで）。

なお、パーム製品には事前の実物検査、ならびに輸出関税とパーム農園基金の徴収も定められている（貿易管理制度「輸出管理その他」詳細を参照）。

また、輸出規制品目についての従来の法令である1998年12月4日付工業商業大臣決定1998年第558号（No. 558/MPP/KEP/12/1998、2007年1月22日付商業大臣規定2007年第1号（No. 01/M-DAG/PER/1/2007）で直近変更）もまだ有効。同令では以下の品目の輸出が規制されている。

- ・ コーヒーやSIR（インドネシア標準ゴム）規格外のゴム、パーム格などの農園作物
- ・ ロタンや木材などの林業製品
- ・ 化学製品、尿素肥料やスクラップなどの工業製品
- ・ 宝石、スズ、砂や粘土、石油ガス、金などの鉱業製品
- ・ 生皮
- ・ ナポレオンフィッシュなどの生魚

これらのうち、以下の大臣令により別途、詳細が定められた品目がある。

●2011年11月30日付商業大臣規定2011年第35号（No. 35/M-DAG/KEP/11/2011）：

・ HSコード ex. 4601、ex. 4602、ex. 9401、ex. 9403に該当するロタン（旧：HSコード 1401.20.00.00に該当する直径4～16mmのTaman/SegaおよびIrit種のロタンW/S、およびTaman/SegaおよびIrit種あるいはその他の半製ロタン）の輸出は、林業製品登録輸出業者（ETPIK）に認定された業者に限定。また、ロタンの輸出には、サーベイヤーによる船積み前検査が義務付けられる。

このほか、商業省以外の省庁が輸出を禁止する品目もある。

● 2013年1月18日付保健大臣規定2013年第10号：

・ 麻薬、向精神薬、医薬用の前駆体の輸出は保健サービスと科学技術開発の目的のみ可能で、麻薬の輸出は保健大臣の特別許可を取得した国営の大規模医薬販売会社1社のみ、向精神薬と医薬用前駆体の輸出は保健大臣により製造輸出業者（EP）あるいは登録輸出業

者（ET）に指名された医薬品メーカーや大規模医薬販売会社に限定されている。いずれも保健大臣から輸出承認書を取得する必要がある。

●2017 年 5 月 18 日付農業大臣規定 2017 年第 15 号（No. 15/PERMENTAN/HR. 060/5/2017、2018 年 4 月 16 日付農業大臣規定 2018 年第 17 号（No. 17/PERMENTAN/HR. 060/4/2018）、2018 年 5 月 31 日付農業大臣規定 2018 年第 26 号（No. 26/PERMENTAN/HR. 060/5/2018）で変更）

・作物種苗の輸出は、事業者や政府機関、個人らが農業大臣の許可を得た後に行える。

●2019 年 5 月 20 日付工業大臣規定 2019 年第 20 号

・工業用燃料であるエチルアルコール（HS コード 22.07）とバイオディーゼル（同 38.26）に属する 9 品目（HS コード 8 桁ベース）の輸出を、登録輸出業者（ET）に指定された製造業者あるいは一般輸出業者に限定。工業省からの輸出推薦状が必要で、工業省内のアグロ産業育成総局農園林産物産業育成局長または化学産業育成総局川上化学産業育成局長宛て、1 年間の輸出計画、セーフティ・データ・シートなどを添付して申請、国内の需要や生産能力を勘案して発行される。輸出実績報告義務がある。

●2021 年 5 月 24 日付海洋水産大臣規定 2021 年第 17 号（2022 年 8 月 12 日付海洋水産大臣規定 2022 年第 16 号）

・稚魚や養殖を含むロブスターとカニの輸出は、その状態や大きさ、出自などにより制限されている。詳細は、海洋水産省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Kelautan dan Perikanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<https://jdih.kkp.go.id>）を参照。

3. その他：

●2019 年 9 月 20 日付海洋水産大臣規定 2019 年第 38 号（No. 38/PERMEN-KP/2019）

・水産物および／あるいは輸送手段は、目的国の条件を満たしたものが、定められた地を通じて、検疫を経た上で、検疫官が署名した水産物衛生証明（SKIPP）と船積み承認書（SPM）等を完備して海外へ搬出される。

以 上